平成２６年５月１３日

各位

会社名　　古林紙工株式会社
代表者名　代表取締役会長兼社長　　古林 敬碩
（コード番号 3944 東証二部）
問い合わせ先 取締役総務部長　　中山 潤一
（TEL 06－6941－8561）

（訂正）「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 26 年 5 月 13 日に発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」について下記のとおり一部訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には網掛けを付して表示しております。

記

≪訂正前≫

変更前	変更後
第 3 章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集し、その議長となる。 2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。	第 1 章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。 2 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役

≪訂正後≫

変更前	変更後
第 3 章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集し、その議長となる。 2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。	第 3 章　株主総会 第 15 条（招集権者および議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。 2 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

以上